

## 横浜市環境創造審議会条例

制定 平成 6 年 6 月 15 日

条例第 19 号

最近改正 平成 18 年 12 月 22 日

横浜市環境創造審議会条例をここに公布する。

横浜市環境創造審議会条例

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、横浜市環境創造審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、横浜市の環境の保全及び創造に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する順序により、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員の互選によって定める。

(専門委員)

第 8 条 審議会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該特別の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されたものとする。

(関係者の意見聴取等)

第 9 条 会長及び部会長は、審議会及び部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第 10 条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、環境創造局において処理する。

(平 16 条例 68・一部改正)

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

(横浜市公害対策審議会条例の廃止)

2 横浜市公害対策審議会条例(昭和 46 年 6 月横浜市条例第 41 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行後最初の審議会の招集は、市長が行う。

附 則(平成 16 年 12 月条例第 68 号)抄

(施行期日)

4 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 17 年 2 月規則第 7 号により同年 4 月 1 日から施行)

(施行期日)

5 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市環境創造審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市環境創造審議会条例(平成6年6月横浜市条例第19号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、横浜市環境創造審議会の運営について必要な事項を定める。

(会議招集の通知)

第2条 会長は、会議の開催の日前7日までに、会議の日時、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とする。

2 会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)の定員は、会長が定める。

3 会議の傍聴を希望する者は、会議開催当日に所定の場所、時間に集合することとし、定員を超えている場合は、傍聴者を抽選で決定する。

4 傍聴者は、入室に際し、傍聴者名簿に氏名及び住所を記入するものとする。

(会議資料の配布)

第4条 会議を公開するときは、原則として傍聴者に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第5条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行なってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を所持している者、酒気を帯びている者その他会長が議会の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ることができない。

(会場からの退去)

第6条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書きの規定により会議の一部又は全部を非公開とするときは、会長がこれを決定し、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(会議録)

第8条 会長は会議の日時及び場所、出席委員の氏名、会議の概要その他必要な事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録は、会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合又は次回の会議開催まで1箇月以上を要する場合においては、各委員への持回り又は審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとする。
- 3 会議の会議録は、前項の手続きを経て確定した後、環境創造局のホームページで公開するものとする。

(部会)

第9条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 3 部会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(副部会長)

第10条 部会に副部会長1人を置くことができる。

- 2 副部会長は部会長が部会委員の中から指名する。
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会にはかって定める。

(部会への準用)

第12条 この要綱の第2条から第8条までの規定は、部会について準用する。

- 2 前項の定めにより準用する場合にあっては、条文中「会議」とあるのは「部会の会議」に、「会長」とあるのは「部会長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年8月26日から施行する。

(施行期日)

- 2 この要綱は、平成12年11月24日から適用する。

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。